

志木市
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
—平成21年度～23年度—

市民が支え 身近に実感できる
福祉のまちづくり



志木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(概要版)

企画・編集 志木市 健康福祉部 高齢者ふれあい課
〒353-8501 志木市中宗岡1丁目1番1号
電話 (048)473-1111(代表)
URL <http://www.city.shiki.lg.jp>



計画の背景・期間

2015年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に、介護保険制度の持続可能性の確保、明るく活力ある高齢社会の構築等を基本的視点として、介護保険法の基本的理念を踏まえつつ、今までの介護保険事業の実績や地域特性を考慮し、計画を作成しました。第4期介護保険事業計画は、第3期計画(平成18～20年度)で策定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけという性格を有するものとして策定します。

この「第4期計画」は、平成17年度に策定した「第3期計画」の見直し・改定にあたるもので、平成21年度から平成23年度までの3年間で1期とする計画です。

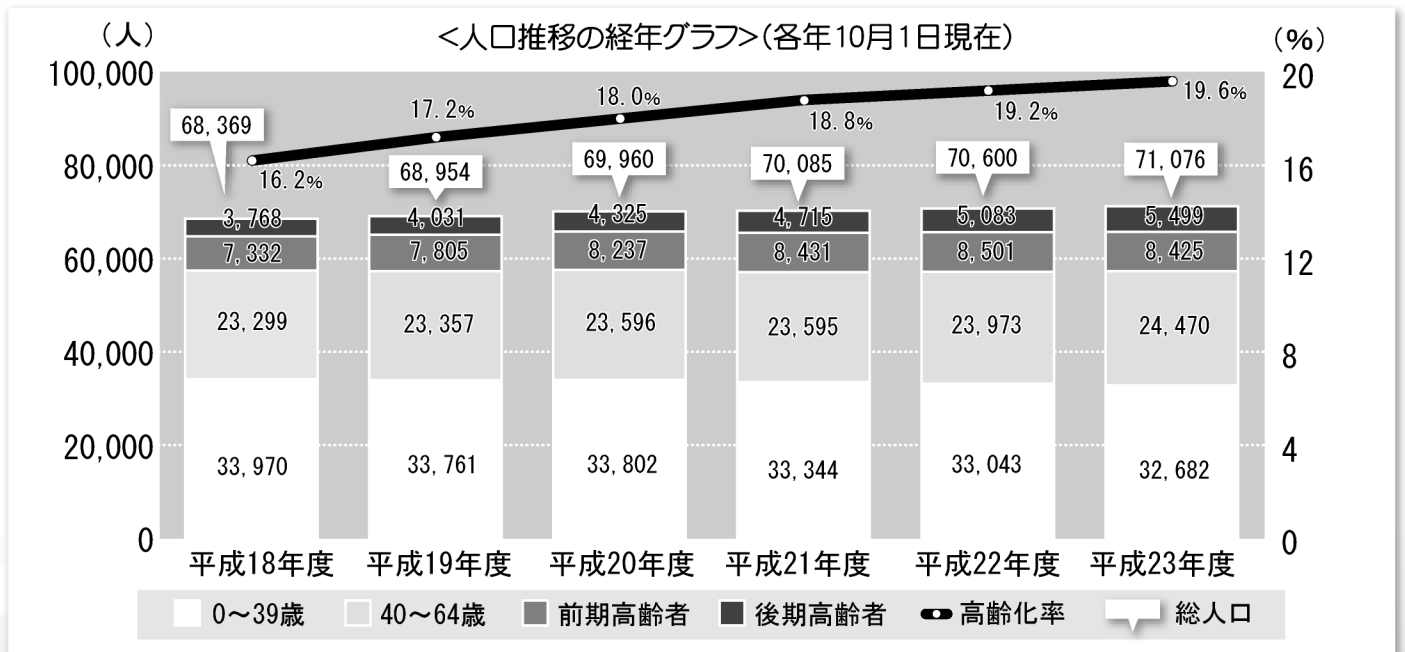
また、「志木市高齢者保健福祉計画」と「志木市介護保険事業計画」は一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。



高齢者の現状と見通し

本市の高齢化率(65歳以上人口/総人口)は、平成19年10月1日現在17.2%と全国平均高齢化率21.5%(平成19年10月総務省)より低位なものの、増加の傾向を示しています。

今後の被保険者数の推計をみると、総人口は漸増の傾向ですが、高齢者数も増加しており、高齢化率は平成23年度には19.6%となる見込みです。



※平成21年度～平成23年度は推計値

施策の体系

重点施策

施策の内容

1

だれもが普通に必要なサービスを利用できるまちづくり

介護予防・健康
づくりの推進

- ①健康づくりの推進
- ②疾病予防の推進
- ③自立生活への支援
- ④介護予防の総合的な推進
- ⑤身近な地域での保健福祉拠点の整備
- ⑥介護予防・健康づくりに係わる人材の確保

介護サービス基盤
の整備

- ①介護保険サービスの安定供給
- ②在宅支援サービスの推進
- ③多様なサービス提供主体の参入誘導
- ④在宅サービス提供施設の整備支援

介護サービスの
質的向上

- ①介護サービスに係わる人材育成の推進
- ②総合相談窓口の充実
- ③事業者との連携の推進
- ④苦情相談体制の充実
- ⑤サービス評価システムの推進
- ⑥リスク管理の推進
- ⑦ケアマネジメントの充実
- ⑧施設サービスの質の向上
- ⑨介護給付の適正化

2

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるまちづくり

認知症高齢者
対策の推進

- ①認知症予防対策の充実
- ②成年後見・権利擁護の推進
- ③認知症高齢者のケア体制の推進

地域ケア体制の構築

- ①サービス調整機能の充実
- ②地域ケア体制への市民参画
- ③地域ケア体制の確立
- ④日常生活圏域の設定及びサービスの推進

高齢者にやさしい
まちづくりの推進

- ①バリアフリーのまちづくり
- ②住居のバリアフリー化の推進
- ③高齢者が安心して暮らせる住環境整備
- ④防犯・防災対策の充実
- ⑤成年後見・権利擁護の推進(再掲)
- ⑥低所得者特別対策
- ⑦高齢者虐待への対応

3

市民参画による生きがいやふれあいのあるまちづくり

高齢者の積極的な
社会参画

- ①高齢者の社会参加活動・生きがいづくりへの支援
- ②高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③高齢者の就労支援
- ④福祉のまちづくりへ参画する高齢者への支援

福祉コミュニティ
の推進

- ①地域ぐるみの市民福祉活動の推進
- ②ボランティア・民間非営利団体(NPO)活動の支援
- ③防犯・防災対策の充実(再掲)

誰もが普通に必要なサービスを利用できるまちづくり

介護予防・健康づくりの推進

①健康づくりの推進

若年期から健康的な生活習慣を身につけることにより生活習慣病を予防し、すべての市民が自分らしく自立した生活を送れるよう支援します。

②疾病予防の推進

生活習慣病などを予防するため、健康教育や健康相談、各種検診事業や特定健康診査、がん検診の受診体制を整備し、疾病予防を推進します。

③自立生活への支援

すべての高齢者がいつまでも健康で自立した生活を継続できるよう、健康づくり事業等の推進を図ります。

④介護予防の総合的な推進

介護予防を充実させることにより、すべての人が要介護状態にならずに自立した生活を継続していけるよう支援に努めます。

⑤身近な地域での保健福祉拠点の整備

身近な地域で心と体の健康づくり、交流、ふれあいを通じた生きがいづくりができるように活動拠点の整備を推進します。

⑥介護予防・健康づくりに係わる人材の確保

人材の資質向上に向けた研修体制を整備するとともに、ボランティアやNPOなどと連携して人材の育成や確保に努めます。また、保健福祉サービスに携わる人のネットワークの構築に向けた支援策を進めます。

介護サービス基盤の整備

①介護保険サービスの安定供給

介護のために必要な在宅及び施設サービスの供給体制を確立します。また、医師会や志木市立市民病院との連携の強化に努め、サービスの充実を図ります。

②在宅支援サービスの推進

要介護者等及び家族介護を支援するための市独自の居宅支援事業をメニュー化します。また、高齢者が安心して利用できるように、保健・福祉及び関係機関の連絡・協力体制を強化し、推進します。

③多様なサービス提供主体の参入誘導

多方面からの介護サービス事業者の参入を促進し、市民が安心してサービスが受けられるよう事業者間の調整を図るとともに、ボランティアやNPOによる市民参画も推進していきます。

④在宅サービス提供施設の整備支援

要介護認定者の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービスを提供する施設などの整備を推進します。

介護サービスの質的向上

①介護サービスに係わる人材育成の推進

介護に携わる職員を対象として、定期的に研修会や事例検討会等を実施し、意見交換や情報提供等を行い資質の向上に努めます。

②総合相談窓口の充実

介護保険サービスや各種保健福祉サービスの情報提供に努める他、地域包括支援センターの整備と機能充実を図り、総合的な相談窓口としての充実を推進します。

③事業者との連携の推進

ケアマネジャーや介護サービス事業者との連絡会を定期的に開催し、事業者間の連携を図りながら、情報の共有化に努めます。

④苦情相談体制の充実

民生委員・児童委員をはじめ介護サービス事業者等の関係機関と連携を図り、苦情相談体制の充実に努めます。

⑤サービス評価システムの推進

利用者が質の良い適切なサービスを受けられるよう第三者評価等の評価システムの構築などを検討します。

⑥リスク管理の推進

利用者が安全でかつ安心してサービスの提供を受けられるよう、安全確保の視点から事故防止対策などのマニュアル作成やリスク管理の推進に努めます。

⑦ケアマネジメントの充実

主治医、ケアマネジャーとの協働と地域の関係機関との連携により包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行います。

⑧施設サービスの質の向上

施設サービスの利用者の重点化を進めるとともに、個室化やユニットケアの推進を図ります。

⑨介護給付の適正化

介護給付費の適正化対策を進めます。

“高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるまちづくり”

認知症高齢者対策の推進

①認知症予防対策の充実

認知症予防を図るため、生活習慣病の予防及び早期発見に取り組むとともに、認知症を正しく理解するための普及啓発に努めます。

②成年後見・権利擁護の推進

認知症高齢者など判断力が十分でない人に対し、成年後見制度などの様々な権利擁護制度が円滑に利用できるよう、権利擁護支援体制の整備を図り、制度普及の推進に努めます。

③認知症高齢者のケア体制の推進

地域密着型サービスの整備等により、認知症の高齢者が地域で安心して生活できるような介護サービス体制の構築を図ります。また、悪質な訪問販売等の被害にあわないよう、地域での見守りの体制やネットワークづくりに努めます。



地域ケア体制の構築

①サービス調整機能の充実

地域包括支援センターが中心となり、地域のサービス利用者・家族や介護サービス事業者、関係団体、成年後見関係者、民生委員・児童委員や市民などの協力のもと、各行政分野の関係機関との連携・協力を強化し、サービス調整体制としてのネットワーク化を進めていきます。

②地域ケア体制への市民参画

町内会などと連携し、身近な居住地域で安心して生活できるようなネットワークや地域に密着した市民参画の体制づくりを構築します。

③地域ケア体制の確立

地域包括支援センターが、高齢者が要介護状態になった場合は、介護保険サービスや各種保健福祉サービスの利用のほか、ボランティアやNPOが提供するサービスを総合的に提供していくとともに、地域の連携、協働体制の確立を推進していきます。

④日常生活圏域の設定及びサービスの推進

本町、柏町、館・幸町、宗岡の4圏域を日常生活圏域として設定し、地域での支え合いの仕組みづくりや地域密着型サービスの提供に努めていきます。

高齢者にやさしいまちづくりの推進

①バリアフリーのまちづくり

公園の整備をはじめ、安全で快適な道路環境の整備や移動支援など高齢者にやさしいまちづくりの実現に向け、バリアフリー化を推進していきます。

②住居のバリアフリー化の推進

高齢者が自宅で安全快適な生活を送ることができるよう高齢者の住居環境整備に向け、住宅のバリアフリー化を含めた制度の拡充を図ります。

③高齢者が安心して暮らせる住環境整備

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けられるよう、高齢者のニーズに対応した住まいづくりの実現を図ります。

④防犯・防災対策の充実

警察や関係団体、町内会などと連携し、防犯対策や防災対策を強化し、地域での相互扶助の意識の高揚に努めます。また、災害時要援護者台帳の登録を行います。

⑥低所得者特別対策

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担減額制度の普及と、低所得者に対して介護保険利用者利用料負担軽減措置を実施し、利用者への周知に努めます。

⑦高齢者虐待への対応

民生委員・児童委員や地域での見守り活動などにより日常的に高齢者の様子を見守る体制づくりを行います。また、地域包括支援センターと連携をとり、地域全体で取り組むネットワークの確立をはじめ、各種施策の展開を図ります。

“市民参画による生きがいやふれあいのあるまちづくり”

高齢者の積極的な社会参画

① 高齢者の社会参加・生きがいづくりへの支援

市民挙げての向学姿勢、多様化する市民ニーズを把握し、タイムリーな情報収集や多様な学習プログラムを取り入れた生涯学習事業の充実を図ります。

② 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進

高齢者を含め、市民の健康保持・体力向上を図るための、スポーツ・レクリエーション活動の拡大推進を図っていきます。

③ 高齢者の就労支援

シルバー人材センターの活用など、高齢者の就労支援体制づくりに努めます。

④ 福祉のまちづくりへ参画する高齢者への支援

高齢者が生きがいをもって自立することができる地域づくりが必要との観点から、高齢者がこれまでに培ってきた知識や能力を活かし、地域で活躍できる場づくりに努めていきます。

福祉コミュニティの推進

① 地域ぐるみの市民福祉活動の推進

行政、社会福祉協議会、地域等が連携して、地域の実情に応じた地域の福祉活動の調整を図り、引き続き、市民協働の観点から各団体活動の活性化を図り、人材の育成とともに活動支援に努め、推進を図ります。

② ボランティア・民間非営利団体(NPO)活動の支援

各種ボランティア団体やNPOの市民への情報提供に努めるとともに、各団体間との協働を図り、活動の活性化と支援を進めていきます。

計画の推進体制

1 推進体制の整備

地域で誰もが安心して福祉サービスを利用し、地域の支え合いの中で、尊厳をもった社会参加などを含めた、自分らしい自立した生活が送れるような地域社会を具体化するため、体制づくりや関係機関との連携強化を図り、施策推進のための組織設置を検討します。

2 人材の養成・確保

高齢者の自立生活を支援し、また、生きがい活動や社会参加などの多様なニーズに対応するため、ホームヘルパー等の養成・確保や今後も重要視される介護予防・リハビリの需要に対応できるよう保健・福祉専門職の確保・職員の資質向上に努めます。また、専門的なサービスとともに、見守りなどより多くの市民が地域福祉活動の担い手となるよう社会福祉協議会等と連携して、人材確保支援に努めます。

3 市民主体のサービス提供のための情報提供・相談体制等の整備

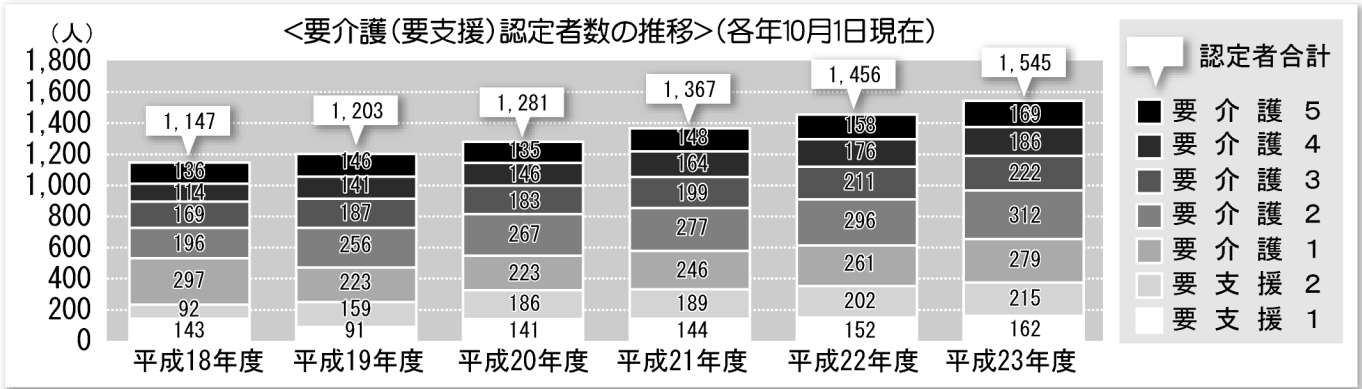
関係機関と連携・協力し、サービスが必要な方に効果的な情報やサービスが提供できるよう、情報提供の充実や相談・苦情処理機能体制の充実を図り、関係機関とのネットワーク化などの体制づくりの充実努めます。また、サービス利用者やその家族の人権及びプライバシーが十分守られるよう、プライバシー保護に努めます。



介護保険事業計画

1 要介護(要支援)認定者

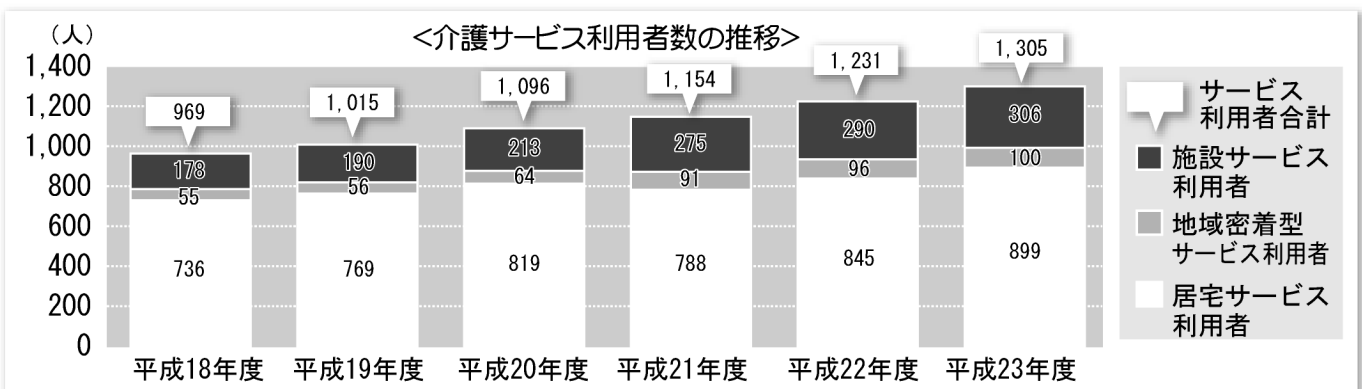
要介護(要支援)認定者は、平成20年度から平成23年度までの3年間で264人増加すると推計され、それぞれの介護区分で認定者数の増加が見込まれます。



※平成21年度から平成23年度は推計値

2 介護サービス利用者の推計

要介護(要支援)認定者のうちサービスを利用する人数は、表のように推移すると推計されます。

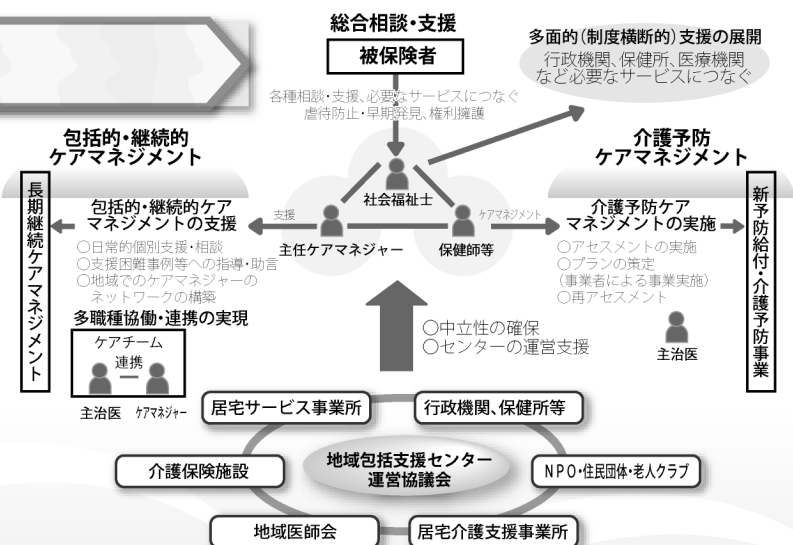


※平成21年度から平成23年度は推計値

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の方が住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、介護、医療、福祉、健康など様々な面から総合的に支援するため、保健師(看護師)、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の職員が地域の高齢者の方を支援します。

計画では、地域包括支援センターを2か所(柏の杜、せせらぎ)から、3又は4か所に増設する予定です。

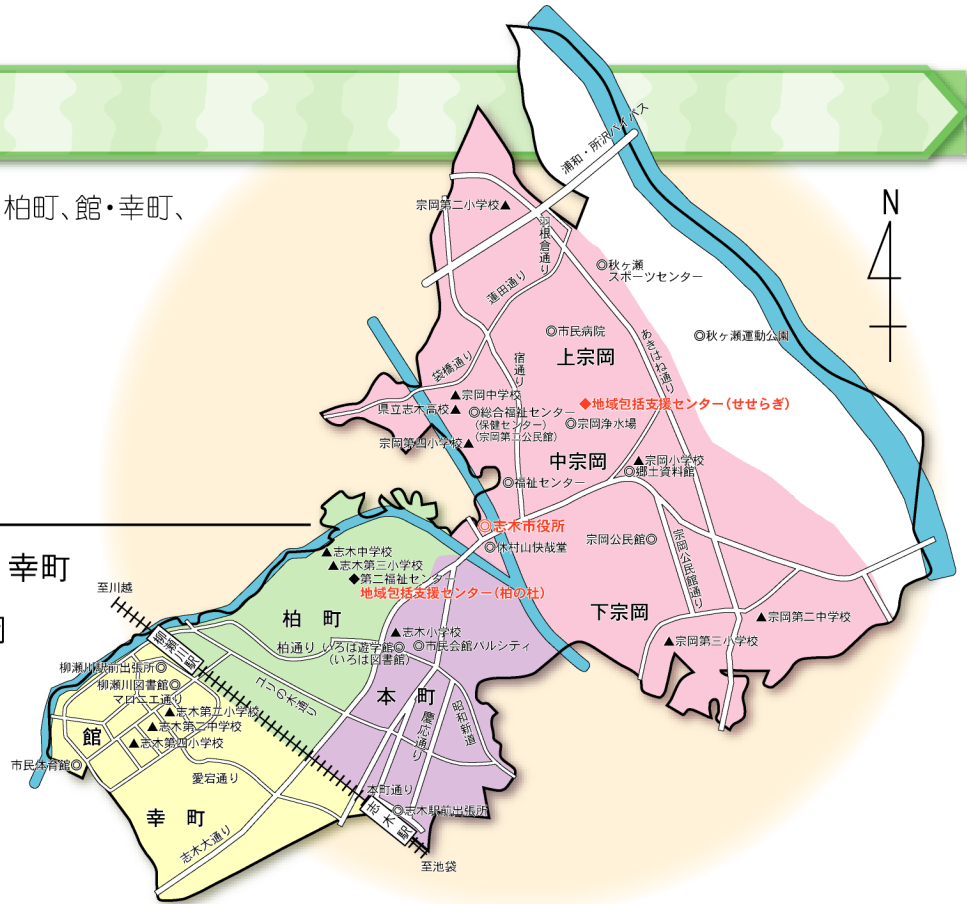


日常生活圏域

本市では、日常生活圏域を、本町、柏町、館・幸町、宗岡の4圏域に設定しています。

凡例

- 本町
- 館・幸町
- 柏町
- 宗岡



給付費と保険料

平成21年度から平成23年度までの各年度における標準給付費を、下表のとおり見込んでいます。この金額は、国が介護従事者の処遇改善等を図るため、介護報酬改定を実施することを見込んでいます。これに対応して、国からは、介護従事者処遇改善臨時特例交付金(以下「特例交付金」という。)が交付されることになっています。市では、この特例交付金と介護給付費準備基金の取り崩しにより、基準保険料を月額2,842円で据え置くこととします。

《標準給付費》

(単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総給付費	2,095,515,948	2,240,603,357	2,373,136,829
特定入所者介護サービス費等給付額	75,052,441	79,938,811	84,825,180
高額介護サービス費等給付額	33,840,401	36,043,617	38,246,832
算定対象審査支払手数料	3,160,500	3,238,395	3,436,346
審査支払手数料支払件数	35,000件	35,863件	38,055件
標準給付費見込額	2,207,569,290	2,359,824,180	2,499,645,187

《所得段階別保険料額》

所得段階	対象者	算定方法	保険料額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員市民税非課税で高齢福祉年金受給者	基準額×0.50	年額 17,100円 (月額/1,421円)
第2段階	世帯全員市民税非課税で本人年金収入合計+合計所得金額≤800,000円	基準額×0.50	年額 17,100円 (月額/1,421円)
第3段階	世帯全員市民税非課税で第2段階に該当しない人	基準額×0.75	年額 25,600円 (月額/2,132円)
第4段階	本人市民税非課税	基準額×1.00	年額 34,100円 (月額/2,842円)
第5段階	本人市民税課税で合計所得全額<2,000,000円	基準額×1.25	年額 42,600円 (月額/3,553円)
第6段階	本人市民税課税で合計所得全額≥2,000,000円	基準額×1.50	年額 51,200円 (月額/4,263円)

